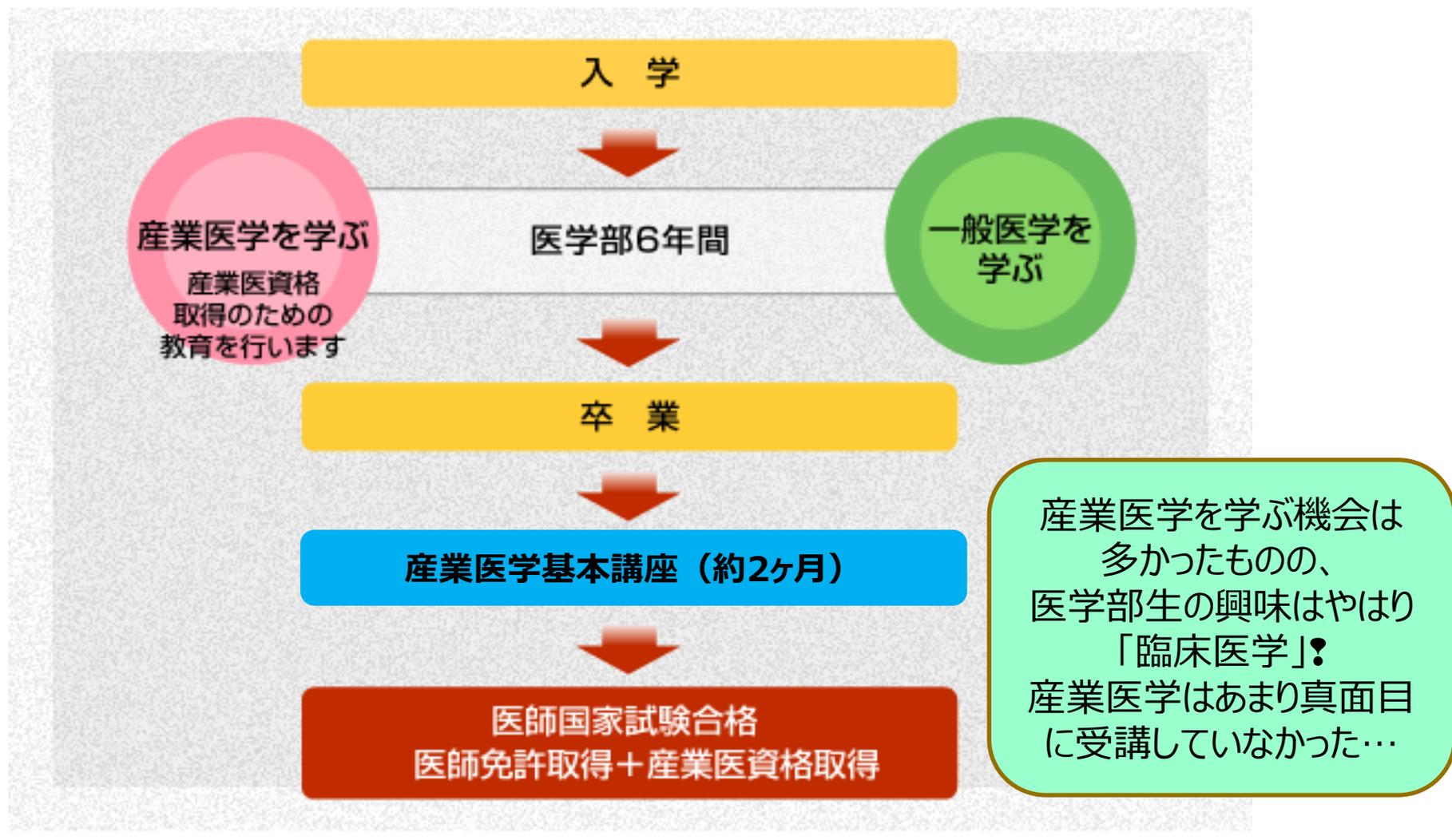


精神科医から 精神科産業医へのルートマップ

一社)日本精神科産業医協会
創立5周年記念シンポジウム@Web開催
2021年 1月 17日(日)

医療法人社団 弘富会 神田東クリニック
MPS(メンタルヘルス・プロフェッショナルサポート)センター
産業精神保健研究所
高野 知樹

産業医科大学での産業医学のカリキュラム(当時)



ご参考)産業医の要件 (安衛則第14条第2項)

1. 労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識についての研修であって厚生労働大臣の指定する者（法人に限る）が行うものを修了した者←**日本医師会認定産業医**
2. 産業医の養成等を行うことを目的とする医学の正規の課程を設置している産業医科大学その他の大学であって厚生労働大臣が指定するものにおいて当該課程を修めて卒業した者であって、その大学が行う実習を履修したもの←**産業医学基本講座(約2ヶ月コース、約5ヶ月コース)**
3. **労働衛生コンサルタント試験**に合格した者で、その試験の区分が保健衛生であるもの
4. 学校教育法による大学において労働衛生に関する科目を担当する教授、准教授又は講師（常勤勤務する者に限る）の職にあり、又はあった者
5. 前各号に掲げる者のほか、厚生労働大臣が定める者

ザ・産業医（産業医業務を主たる業務とする医師）からの指摘について

- 「精神科産業医」という呼称に疑義。
- 産業医業務は包括的なもの。
- 「メンタルヘルス分野だけしか行わない」と断言するのは、産業医とは言えない。
- 産業保健は臨床の治療モデルではない。予防モデルである…

【産業医業務】は、法令に定めがあり、基本的にはすべてを求められている。

しかし、産業医全般の実態として「すべて」を一人の産業医が行えていない現状がある。

産業医の職務(安衛法第13条、安衛則第14条・15条)

労働安全衛生規則第14条の改正

法第十三条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次の事項で医学に関する専門的知識を必要とするものとする。

- 一. 健康診断の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること
- 二. 法第66条の8第1項に規定する面接指導及び法第66条の9に規定する必要な措置の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。
- 三. 法第66条の10第1項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査の実施並びに同条第3項に規定する面接指導の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。
- 四. 作業環境の維持管理に関すること
- 五. 作業の管理に関すること
- 六. 前各号に掲げるもののほか労働者の健康管理に関すること
- 七. 健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関すること
- 八. 衛生教育に関すること
- 九. 労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること (労災の防止)

長時間労働面接について規定を独立

産業医の選任義務のある事業場

事業場規模	事業場数	労働者数	産業医選任率
1000人以上	1,944	3,774,310	99.8%
500~999人	3,973	2,752,037	98.7%
50~499人	158,428	18,154,574	86.5%
合計	164,345	24,680,921	87.0%

(平成22年労働安全衛生基本調査、平成26年経済センサス(一部推計含む。))

嘱託産業医が対応
事業場全体の96%以上

事業場規模が小さくなると、
産業医選任率が下がる=
見つからない!?

新規の産業医資格取得の医師数

	研修 (日本医師会)	研修 (産業医科大学)	産業医科大学卒業生 (産業医科大学)
平成24年度	1,662	901	94
平成25年度	1,687	630	92
平成26年度	1,691	1,017	98
平成27年度	2,401	996	101

- 日本医師会の認定産業医制度出身者が最多
- 日本医師会認定産業医制度（1996年～）、現在までに養成研修・講習を修了した医師 = 約10万人

産業医活動に対するアンケート調査

(2015年9月25日、日本医師会発表)

■ 調査目的

ストレスチェック制度をはじめ、産業医の果たす役割がますます重要であるなか、今後の検討の参考のために以下を行う。

- 産業医の活動状況について具体的に把握
- 産業医がストレスチェック制度の実施に関わるに当たってどのような課題があるのかを把握

■ 調査対象

日本医師会認定産業医の中から無作為で抽出した1万人

■ 調査方法

アンケート用紙を郵送で送付し、回答を郵送で回収

■ 調査期間

2015年5月29日～2015年6月19日：実施義務直前

■ 有効回答： 4,153 人

産業医活動に対するアンケート調査 (2015年9月日本医師会発表)

産業医活動の有無

活動の有無	回答数・割合
産業医活動を行っている	2,578 (62%)
産業医活動を行っていない	1,543 (37%)
回答なし	32 (1%)
合計	4,153

産業医資格を持っていても
産業医活動を行っていない医師の方も約4割いる

産業医活動に対するアンケート調査 (2015年9月日本医師会発表)

産業医活動を行っていない理由

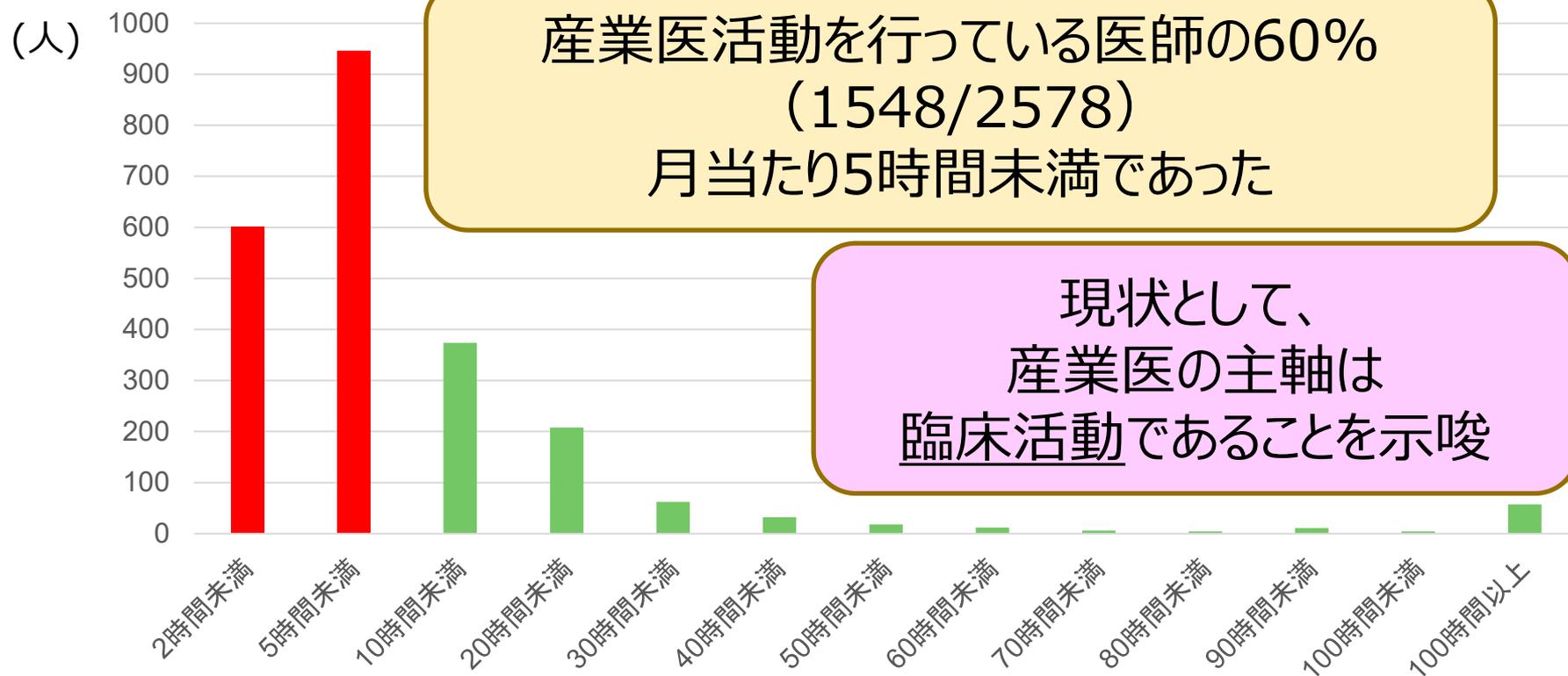
本業が
臨床活動

理由	回答数・割合
<u>本業が多忙で時間・余裕がないため</u>	927 (60%)
産業医として働く事業所がないため	538 (35%)
<u>経験がなくやり方が分からないため</u>	316 (20%)
産業医としての責任が拡大傾向にあるため	89 (6%)
産業医報酬が少ないため	77 (5%)
その他	197 (13%)

※産業医活動を行っていない 1,543 人を分母として割合 (%) を算出

産業医活動に対するアンケート調査 (2015年9月日本医師会発表)

産業医業務に従事する時間（月あたり）



産業医活動に対するアンケート調査 (2015年9月日本医師会発表)

1事業場当たりの、年間巡視回数



産業医活動に対するアンケート調査 (2015年9月日本医師会発表)

産業医活動を行うにあたっての課題 (複数回答あり)

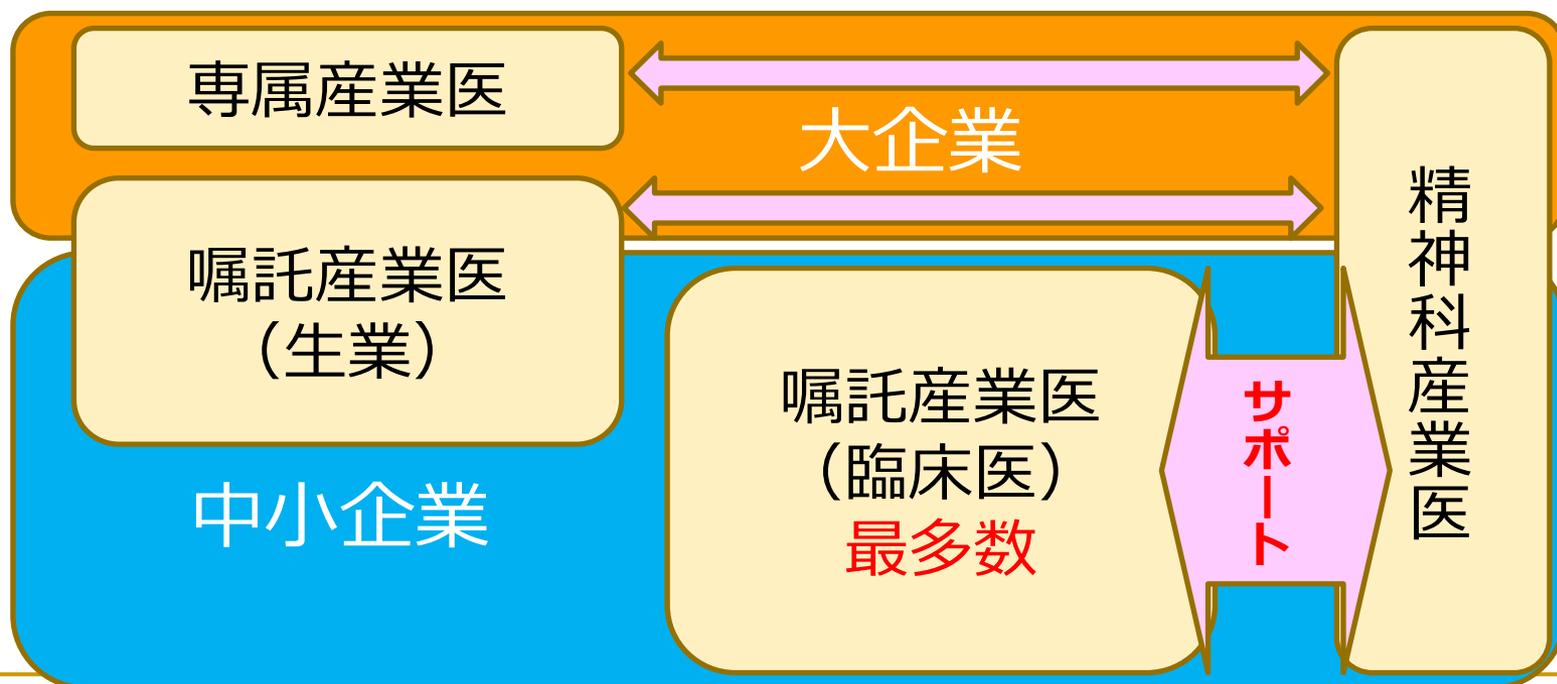
専属産業医又は兼務産業医として産業医活動を行っている

専門家との
連携を望む声！？

課題	件数
業務の量が増えている	282
<u>専門的な知識が必要な業務が増えている</u>	<u>307</u>
<u>事業場内の他部門との連携が必要な業務が増えている</u>	<u>200</u>
<u>事業場内の専門的なスタッフが不足している</u>	<u>201</u>
事業場外の専門家や相談先が不足している	93
必要性が低いと考えられる業務がある	23
衛生委員会が産業保健活動の改善に十分活用されていない	124
産業医活動で訴訟のリスクを感じるが増えている	51

実現可能性を優先した 当面の産業保健体制、産業医体制の構築として

- 大多数の臨床系嘱託産業医1名に、包括的な産業保健のすべてを期待するのは困難な現状
- ①限られた時間、①専門性、の問題に対しての当面の対策案として柔軟に考えると、協働のひとつとしての分業スタイル



現状を見据えての 「精神科産業医」の働き方(契約)のいろいろ

- 産業医が「精神科産業医」のみ：産業医業務全般を担う
- 複数の産業医が存在 = 分業スタイル：「精神科産業医」は主にメンタルヘルス対策を専門的に担う
- その他：産業医など産業保健スタッフに対して、「精神科産業医」がアドバイザー的な役割を担う

担当事業場での契約に合わせて、
事業場全体として、
産業医業務が網羅されていることが
重要なのだと思います。

「労働安全衛生法：1972年～」の目的は？

(目的) 第一条

この法律は、労働基準法と相まって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

**【労働】働くことによって
【安全】怪我や
【衛生】病気が
生じない職場環境づくりの推進**

つまり一次予防を主体とし、
1. 労働災害の防止
2. 疾病発症の防止
3. 疾病増悪の防止

予防のいろいろ

✓ 一次予防：健康増進、疾病予防

- 健康な人がより健康に
- 病気にならないために

まだ困っていない人への対処

✓ 二次予防：早期発見、早期対処

- 病気の重症化防止

困りかけた人への対処

✓ 三次予防：リハビリ、再発防止

- 病気になってしまった後の生活の最善を目指すもの
- 職場復帰に関しても三次予防

困っている人への対処

- 産業保健の本来の目的は一次予防
- **ここは強く意識しておくことが大切ではないか**

社員、管理者、人事、そして経営層

- 実際起きている焦眉ケース対応
- **二次予防・三次予防が多くなりがち**
- 臨床精神科医は、その方が得意…
- **入口としては重要**



最近の労働衛生対策を解説。
業務上疾病の発生状況などの統計データ、
関係法令、主要行政通達など職場で役立つ
資料も満載。

中央労働災害防止協会

B6判、約450ページ、厚さ約15mm
小さいので職場巡視、面接室、など持ち運
びも楽。

毎年8月頃発行

定価：650円（税別）

まとめ 1

■ 法令を守る産業医

- 「精神科産業医」であっても、事業場全体として、産業医の職務を網羅しているかという視点が必要である
- 特に、産業医が「精神科産業医」のみであれば、なおさらであろう

■ 働く人 & 事業場を守る産業医

- 世の中の産業医の実態は、臨床医が担っている現状がある
- 臨床医の本業も、二次予防、三次予防である
- 産業医業務の際は「一次予防に関われているのか」を常に意識しておくことが大切であろう
- メンタル不調の休復職、ストレスチェック制度、働き方改革、テレワークとメンタルヘルス…、産業医業務の大きな柱が「メンタルヘルス対策」であるため、「精神科産業医」は、働く人や事業場から求められる存在になり得る

まとめ 2 : 追加

- 精神科医から精神科産業医へのルートマップいろいろ
 - 「困っている」案件の対応
 - 「精神科産業医」である強みを生かし、「困っている」案件の対応力・連携力の発揮 → 事業所内での信頼の確保 → 発言力・浸透力 ↑
 - 「困っていない」人たちとの接点
 - 一次予防：研修、巡視、衛生委員会
 - ケース対応：最高の教育の機会（上司、人事）
 - 組織対応：ストレスチェック結果総括、健診結果総括などを経営層に説明
 - 「待つ」と「タイミング」の重要性：病識のない患者さんへの精神療法的対応と通じるところがあるかもしれません
 - 情報収集
 - 刷新される産業保健関連情報の察知
 - 最近のトピックスへのアンテナ → 衛生委員会などで周知

Thank you
for your attention!!
ご清聴
ありがとうございました



こころの耳
「うさぎ商事の休憩室
～みんなで知りたいメンタルヘルス～」より